

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ジェイエー長野会（以下「法人」という。）定款第8条、第22条に基づき、役員等の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、用いる用語の定義は次の各号の通りとする。

- ① 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ② 常勤役員とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③ 非常勤の役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- ④ 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び通勤手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑤ 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 常勤役員に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等、及び非常勤の役員等の報酬については、評議員会において決定する。

(役員報酬の額)

第4条 本規程 第3条の常勤役員の報酬は年俸制とし、その12分の1を各月に支払うものとし、その体系及び額は以下のとおりとする。

- ① 理事長報酬 評議員会で承認された額
- ② 通勤手当 実費相当額

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(支払時期)

第6条 役員等の報酬は、就任した日の翌月の職員給与支給日に支払う。

2 法人が別に定める「理事及び監事並びに評議員に対する報酬等」は、会議開催等の日の翌月の職員給与支給日に支払う。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成28年6月24日から施行する。
2. この規程は、平成29年6月13日から改定、施行する。
3. この規程は、令和3年4月1日から改定、施行する。

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の額

(1) 評議員

評議員会出席1回につき10,000円とする。

但し、JA長野県各連合会経営管理委員会・運営委員会に所属する者に対しては支給しない。

(2) 理 事

① 理 事 長 報酬1,200万円及び通勤手当(実費相当額)とする。

② 非常勤理事 理事会出席1回につき、10,000円とする。

但し、業務執行理事及び当法人が職員給与を支給している者に対しては支給しない。

(3) 監 事

① 監査1日につき10,000円とする。

② 会議1回につき10,000円とする。

但し、JA長野県各連合会に所属する者に対しては支給しない。

上記については令和元年6月13日から適用する。

役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、退職した役員の慰労金（以下「退職慰労金」という。）の支給に関する基準について定める。

(退職慰労金の定義)

第2条 退職慰労金は、役員が退職した場合に、役員在任期間中の法人への貢献・功労に報いるためのものとする。

(適用の範囲)

第3条 この規程は、常勤理事長（以下「当該者」という。）に適用する。

ただし、次の各号に該当する場合には、退職慰労金を支給しない、または減額して支給することがある。

- (1) 退職に当たり法人の信用を傷つけ、または在任期間中に知り得た法人の機密情報を漏らすことにより、法人に損害を与える恐れがある場合
- (2) 在任中不適切な行為があり、役員を解任された場合
- (3) その他前号に準ずる行為があり、理事会で不支給ないし減額が適当と認めた場合

(退職慰労金の支給)

第4条 退職慰労金は、この規程の定めに従って、理事会の議を経て、評議員会で承認された額を支給するものとする。

(支給額の算定基準)

第5条 退職慰労金の算定基準は次による。

- (1) 当該者の最終年報酬額の12分の1の額に役員在任年数を乗じた額とする。
ただし、算定額に万円未満の端数がある場合には、万単位に繰り上げる。
- (2) 役員在任年数が1年に満たない期間は月数計算とし、1ヵ月に満たない期間はこれを1ヵ月とみなす。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決するところによる。

附 則

1. この規程は、令和元年9月30日から施行し、令和元年6月13日から適用する。